



「今回は諦める…どうしても国税の完納

証明が取れんのか…来年は頑張るから…」とN社長の残念そうな声が電話口から聞こえてきました。公共工事の入札参加資格を得る最終盤の続きが県と市町村への資格申請です。県は1月末まで、市町村は2~3月が受付期間ですが、県は自動車税を含む県税だけでなく消費税・法人税・所得税の国税についても滞納や

国税、おちよ厳しすぎませんか！
まで…と

未納がない事を求めています。N氏の場合、消費税を手形で分割納付していますが完納にはならないという問題点が出てきます。以前、赤字会社を入札から閉め出す動きに対し当時の建設省が通達

で是正を求めた事がありました。が、県のこうした

条件設定は厳しすぎるのでは…。18年度の経審から雇用保険だけでなく労災保険についても納入証明が必要になりますが、一種の

規制強化に、暖かみのある行政対応を望みます。



「平成18年4月1日から段階的に65才までの高年齢者の雇用確保が義務づけられます」との政府広報が新聞に掲載されたのは昨年10月。「高年齢者雇用安定法」の改正で、少なく

とも年金支給開始年齢までの①定年の引き上げ

②継続雇用制度の導入③定年の廃止…のいずれかの措置を実施する事が事業主に義務づけられました。①②の年齢は段階的に引き上げを実施するとし、具体的には19年3月までに62才、22年3月まで

これから65才年4月より 義務化…

65才へ…と年金支給開始年齢の引上げに合わせた形になっています。違反している事業主に対してはまず助言・指導をし、なお違反している

場合は勧告を行う…としています。今は罰則はありませんが職安で求人が出来ない等の

ペナルティがあるようです。これに伴い継続雇用助成金も4月から15~120万円(百人未満)を1回限り支給に変わります。

